

第 2 章 公害紛争処理制度の利用の促進等のための取組

1 平成22年度の主な取組

(1) 現地期日の開催

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国に公害等調整委員会、都道府県に審査会等が設置されている。

公害等調整委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあっせん、調停及び仲裁（公害紛争処理法第24条第1項）を管轄するとともに、専属で裁定（公害紛争処理法第42条の12、第42条の27）を行うこととされている。

審問期日等は、原則として、東京に所在する公害等調整委員会の審問廷において行うこととしているが、東京から離れたところに在住する者等の制度利用に係る利便性の向上を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めてきた。

具体的には、平成21年度に、現地期日を開催するための予算措置を講ずるとともに、公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）を改正し、開催の要件を緩和するなど環境整備を行った。

これを踏まえ、平成22年度においては、必要な場合に現地期日を積極的に開催することに努めた結果、その開催状況（計20回）は以下のとおりとなっている。

表 3 平成22年度における現地期日の開催状況

開催年月	場所	事件名	備考
平成22年 4 月	福岡県 北九州市	北九州市における解体工事振動被害等責任裁定申請事件	第 1 回調停期日 (注)
平成22年 4 月 平成22年 7 月	愛知県 名古屋市	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	第11回調停期日 第12回調停期日
平成22年 6 月	静岡県賀茂郡 東伊豆町	静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	第 2 回審問期日
平成22年 6 月	熊本県熊本市	熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	第 2 回審問期日
平成22年 6 月 平成22年12月	熊本県熊本市	熊本県大津町におけるマンション給排水設備等からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	第 1 回審問期日 第 2 回審問期日
平成22年 6 月 平成23年 1 月	広島県広島市	東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件	第 1 回審問期日 第 2 回審問期日
平成22年 7 月	福岡県福岡市	筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	第 6 回審問期日
平成22年 7 月	広島県福山市	三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件	第 2 回審問期日
平成22年10月	宮城県仙台市	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	第 6 回審問期日

開催年月	場所	事件名	備考
平成22年10月	神奈川県 横浜市	横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	第1回審問期日
平成22年12月	熊本県水俣市	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	調停期日
平成23年1月	佐賀県佐賀市	神崎市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件	第1回審問期日
平成23年2月	宮崎県宮崎市	宮崎市における交通騒音による健康被害等責任裁定申請事件	第1回審問期日
平成23年2月	兵庫県姫路市	播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件	第2回審問期日
平成23年2月	埼玉県 さいたま市	入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件	第3回審問期日 第4回審問期日
平成23年3月	宮崎県宮崎市	宮崎市における道路工事による土壤汚染被害責任裁定申請事件	第1回審問期日

(注) 公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により、平成22年3月29日に職権で調停に付し、同年4月に、平成22年(調)第2号事件として期日を開催したものである。

(資料) 公害等調整委員会事務局

(2) 事件調査の充実

公害紛争処理制度は、裁判所における司法的解決（民事裁判）では、①被害者にとって、原因と被害発生との因果関係の立証が困難な場合が多いこと、②訴訟に多額の費用を要すること、③手続が厳格なために、判決の確定による最終的な解決までに相当の年月を要すること等により、被害者救済のためには必ずしも十分とは言えず、公害紛争の迅速かつ適正な解決には限界があったこと等を踏まえ、整備が図られた制度である。このため、例えば公害等調整委員会が行う裁定の手続の中では、裁定委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は公害等調整委員会の事務局の職員をしてこれを行わせることができることとされている（公害紛争処理法第42条の18）。

近年、土壤汚染問題、化学物質問題や低周波音問題に係る紛争等、因果関係の解明が困難であり、また、因果関係の有無が主要な争点となっている紛争が増加しており、公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るためには、公害等調整委員会が事実の調査等を行うことにより、加害行為と被害との因果関係等を明らかにすることが有効となる場合がある。

公害等調整委員会では、紛争解決に必要な調査を迅速かつ適切に実施するため、事件調査のための予算を大幅に増額した平成21年度に引き続き、22年度も予算の確保に努めるとともに必要な事件調査を以下のとおり実施したところであり、今後とも、適時適切な調査を一層充実させ、迅速かつ適正な事件の処理に努めていくこととしている。

表4 平成22年度における事件調査の実施状況

事件名	実施年月	備考
不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件 (慰籍料額等変更申請を含む。)	平成22年8月 平成22年10月 平成22年11月	現地調査 現地調査 現地調査
筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因 裁定申請事件	平成22年7月 平成22年11月	現地調査 委託調査、現地調査
深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定 申請事件	平成22年4月	現地調査
成田国際空港航空機騒音調停申請事件	平成22年9月	現地調査
静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による 健康被害原因裁定申請事件	平成22年4月 平成22年6月 平成22年12月	委託調査、現地調査 現地調査 委託調査、現地調査
熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定 申請事件	平成22年6月 平成22年11月	委託調査、現地調査 委託調査、現地調査
東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事 件	平成22年6月	現地調査
横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害 原因裁定申請事件	平成22年10月 平成22年11月 平成22年12月	現地調査 委託調査 現地調査
入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件	平成22年5月 平成22年10月 平成22年11月	現地調査 現地調査 現地調査
高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件	平成22年5月	現地調査
渋谷区におけるマンション騒音による健康被害等責任裁定申 請事件	平成22年7月	現地調査
熊本県大津町におけるマンション給排水設備等からの騒音等 による健康被害等責任裁定申請事件	平成22年6月 平成22年7月	現地調査 現地調査
大田区における工場騒音・低周波音による健康被害原因裁定 申請事件	平成22年5月	現地調査
神崎市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件	平成22年6月 平成23年1月	現地調査 現地調査
島根県吉賀町におけるトンネル工事によるヒ素汚染漁業被害 原因裁定申請事件	平成22年10月 平成22年11月	委託調査 現地調査
文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請 事件	平成22年9月 平成23年3月	現地調査 現地調査
宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事 件	平成22年10月 平成23年3月	現地調査 現地調査
宮崎市における交通騒音による健康被害等責任裁定申請事件	平成22年10月	現地調査
文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁 定申請事件	平成22年10月	現地調査
葛飾区におけるマンション工事による振動被害等責任裁定申 請事件	平成22年9月	現地調査
中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等 責任裁定申請事件	平成22年12月	現地調査
小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害 等責任裁定申請事件	平成22年12月	現地調査

(注) 1 「現地調査」とは、委員長若しくは委員、専門委員又は事務局職員が被害発生地等に出向いて行
う調査等を、「委託調査」とは、予算(調査費)を支出し外部の者に委託して行う調査をいう。

2 「実施年月」欄は、「現地調査」については被害発生地等を往訪した年月を、「委託調査」につい
ては当該調査に係る契約の年月を記載している。

(資料) 公害等調整委員会事務局

(3) 国際的な取組

ア 韓国の中央環境紛争調整委員会との交流

平成22年7月、我が国と大韓民国の公害紛争に関する近年の処理状況等を情報交換すること、及び今後の両国の協力に向けた取組について意見交換することを目的として、韓国とともに同国で開催した「日韓公害紛争処理制度に関する会議」に、委員長及び事務局長等が出席した。

会議では、同国環境部長官や同国環境部環境紛争調整委員会委員長等と情報・意見交換を行った結果、平成23年7月頃に、韓国において開催される予定の、韓国環境部環境紛争調整委員会創立20周年記念シンポジウムへの日本側の出席及び講演やディスカッション等への参加について、大筋で合意を見た。

なお、公害等調整委員会委員長が公務のため海外に渡航したのは、本件が初めてであった。

イ ADB・UNEP「環境的事項の判断形成、法の支配、環境裁判に関するアジア裁判官シンポジウム」

平成22年7月、アジア開発銀行（ADB）、国連環境計画（UNEP）からの招請を受けて、我が国に加え東南アジア、環太平洋諸国、米国、ブラジル等の16か国から各国最高裁判事等の裁判官及び環境行政官など110名が参加したアジアの環境裁判の推進に関するフィリピン共和国におけるシンポジウムに、審査官を派遣した。

シンポジウムでは、全体セッションにおいて我が国の裁判外紛争解決手続（ADR）システムの説明を行うとともに、課題別のセッションではADRセッションに参加して、我が国のADRシステムの長所等について説明し、アジアのADRシステムの発展に貢献を行った。

ウ AECEN環境裁判ワークショップ、ベトナム天然資源環境省・JICAセミナー及びAECEN地域フォーラム

平成22年9月、アジア環境法遵守執行ネットワーク（AECEN）からの招請を受けて、タイ王国において開催された環境裁判ワークショップ「環境に関する改善された裁判所の方針及び実行の促進」に、審査官等を派遣した。

また、同月、ベトナム天然資源環境省、国際協力機構（JICA）との共催により、ベトナム社会主義共和国において開催された公害紛争処理に関するセミナーに、審査官等を派遣した。

なお、上記タイでの環境裁判ワークショップが好評であったために、AECENより再度招請を受け、同年11月、AECENの総会に相当する内容の、京都で開催された「2010年アジア環境法遵守執行ネットワーク地域フォーラム～優良事例と広域展開～」にも、審査官等を派遣した。

これらの国際会議においては、アジア太平洋地域の諸国における環境紛争の円滑・迅速な解決や、深刻な環境問題の発生防止と解決に資する環境法整備に貢献するため、国際機関及び各国から参加した行政官、最高裁判事を含む裁判官、研究者、法曹等に対して、我が国の公害紛争処理制度及びそれによる紛争解決事例を紹介し、質疑応答を行うとともに、各国の紛争処理態様に関する情報を収集した。

(4) 広報活動への取組

公害等調整委員会では、従来から各種の広報媒体を活用し、公害紛争処理制度の一層の周知を図るとともに、公害等調整委員会が行っている活動等について広く紹介するための広報を実施しているが、平成22年度においては、更に次のような広報を実施した。

ア 公害等調整委員会ウェブサイトの改善

平成22年10月より、公害等調整委員会ウェブサイトにて、申請相談に関する電話番号や申請に当たっての留意事項などをまとめた「申請のご案内」ページを新規に作成するなど、利便性の向上に努めた。

イ リーフレットの作成

平成21年4月に、従来のリーフレットを一新し、「騒音や悪臭などでとてもお困りの方へ」と題して、公害の例や公害苦情相談と公害紛争処理の特徴、調停と裁定の流れを紹介するなど、情報量を増やしたリーフレットを15万部作成したが、平成23年2月に、一部修正の上増刷し、都道府県・市区町村等の公害苦情相談窓口配布したほか、全国の弁護士会、法務局の人権相談窓口、日本司法支援センター（愛称「法テラス」）の法律相談窓口等に配布した。

ウ 総務省メールマガジン

平成22年7月に、総務省メールマガジンの「政策ミニ講座」に「平成21年度公害等調整委員会年次報告」の概要を全5回にわたり掲載し、公害等調整委員会における平成21年度の公害紛争等の処理状況や当委員会の主な取組について紹介を行った。

また、同メールマガジンの「豆知識」には、同年9月に「日韓公害紛争処理制度に関する会議」（7月21日）、「ADB・UNEP 環境的事項の判断形成、法の支配、環境裁判に関するアジア裁判官シンポジウム」（7月28日、29日）、11月に「AECEN 環境裁判ワークショップ」（9月18日～20日）及び「ベトナム天然資源環境省・JICA セミナー」（9月22日）、12月に「2010 AECEN 地域フォーラム」（11月10日～12日）の詳細をそれぞれ掲載した。

エ 市役所等への広報活動

東京23区を始め、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の人口10万人以上の市役所83か所を訪問し、公害苦情処理と公害紛争処理制度との連携について要請した。

また、市区町村等が自ら行っている研修会に講師を派遣してきたが、平成22年度は3か所で公害紛争処理制度等の講演を行った。

オ 政府広報を活用した広報

内閣府政府広報室の協力を得て、平成21年度に引き続き、政府インターネットテレビにより、公害紛争処理制度の紹介をしている。なお、平成23年度においては、これに加え、身近な公害紛争の解決方法を配信することとしている。

カ 公害相談ダイヤルの設置

平成22年6月、公害紛争処理制度の利用に関する問い合わせや相談に対応するための専用電話「公調委 公害相談ダイヤル」（03-3581-9959）を設置し、相談窓口を明確化した。

キ その他

公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、公害等調整委員会に対

し原因裁定を囑託することができる（公害紛争処理法第42条の32）旨の認知拡大を図ることや、紛争処理手続に不慣れな利用者でも申請や審理に円滑に対応できるようにする上で、法曹界の協力が重要であるとの認識に立ち、日本弁護士連合会、各弁護士会、法テラス、司法修習生等に対して、情報提供や意見交換を行った。

2 都道府県公害審査会等との連携

審査会等においては、その管轄に属する公害紛争事件を処理しており、平成22年度は、新たに29件を受け付け、35件を終結するなど、事件の適正な処理に努めている（表6）。

公害等調整委員会は、公害紛争処理制度の円滑な運営のため、審査会等との相互の情報交換、連絡・協議等に努めて、公害紛争処理の迅速かつ適正な処理を図っている。また、地方公共団体における公害苦情の適切な処理を促進するため、公害苦情相談件数、苦情処理の実態等を把握するための調査を実施し、公害苦情相談研究会等を開催するとともに、地方公共団体に対する情報・資料提供に努めている。

特に、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るためには、公害等調整委員会と審査会等との連携が必要であるが、近年の公害紛争の態様の変化、多様化に対応するため、公害等調整委員会は、公害問題についての不断の調査研究を行い、多数の公害紛争事例を分析・検討して、審査会等との各種会議を開催し、情報・資料の提供を行っている。公害等調整委員会と審査会等が、公害紛争処理に関する共通の問題について、積極的に情報及び意見を交換し、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の一層の活性化を図るために、欠かすことのできない活動の重点である。

公害紛争の処理は、事件の管轄に応じて公害等調整委員会及び審査会等により分掌されており、審査会等は公害等調整委員会が管轄する紛争以外の紛争に係るあつせん、調停及び仲裁について管轄することとされている（公害紛争処理法第24条第2項）。

このため、紛争処理に当たって以下の手続が相当とされる事案については、公害等調整委員会と審査会等が相互に連絡・協議等を行うことにより、円滑な処理を図っている。

(1) 移送

公害等調整委員会又は審査会等は、その管轄に属さない事件については処理することができないことから、当該事件は管轄を有する審査会等又は公害等調整委員会に移送しなければならないこととされている（公害紛争処理法第25条）。移送に当たっては、移送先の機関へ当事者が提出した全ての文書、物件等を送付することとされており、当事者は再度手続をやり直す必要はない。

平成22年度は、23年3月に公害等調整委員会に対して申請のあった、長崎県佐々町における道路工事による土壤汚染被害等調停申請事件（平成23年（調）第1号事件）について、公害等調整委員会の管轄に属さないため、同月、長崎県知事に移送を行った。

(2) 引継ぎ

管轄の規定に対する例外として、調停に係る事件について、相当と認める理由がある場合には、当事者の同意を得、引き継ごうとする先の機関と協議した上で、審査会等若しくは都道府県連合公害審査会から公害等調整委員会へ、又は公害等調整委員会から審査会等へ、それぞれ、事件を引き継ぐことができることとされている（公害紛争処理法第38条）。引継ぎを相当と認める理由については、当該事件を解決するためにはどの機関

で処理することが最も適当であるかという視点から、それぞれの事件の実情に即して総合的に判断した上で、審査会等との協議等の手続を円滑に行うことにより、紛争の迅速かつ適正な処理を図っている。

これまでに公害等調整委員会は、長野県から引き継いだスパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件（昭和62年（調）第17号事件外2件）など9件の事件を引き継ぎ、処理してきた。このスパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件について、公害等調整委員会が引き継ぐことが相当であると認められた理由は、申請人側は、スパイクタイヤ粉じんが健康等に重大な影響があるとして、当初、長野県内でのスパイクタイヤの販売停止のみを求めていたが、その後、この事件の解決にはスパイクタイヤの製造そのものを中止すべきであるとの意見が出され、検討の結果、スパイクタイヤの製造・販売停止という問題は全国的、広域的見地から解決する必要があるということであった。

この件は、公害等調整委員会によって引き継がれた後、4回の調停期日の開催などの手続を経て、昭和63年6月2日の第5回調停期日において調停が成立し、終結に至った。また、この調停成立後の8月に、環境庁長官によってスパイクタイヤの使用禁止を法制化する方針が明らかにされ、その検討が進められた結果、平成2年6月、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成2年法律第55号）が成立した。また、平成元年には、長野県、北海道それぞれの弁護士等から、スパイクタイヤの使用等の全面禁止を求める調停申請が計2件なされたが、いずれもそれぞれの管轄の審査会等に移送され、その後、平成3年4月1日のスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律第7条（スパイクタイヤの使用禁止規定）施行の直前に申請が取り下げられ、スパイクタイヤに関する紛争は終結した。このように新たな法律の制定という形で施策への反映がなされたということからも、引継ぎによって公害等調整委員会が本件を処理した意義は大きかったと言える。

(3) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

公害等調整委員会に係属する事件には、審査会等に調停事件として係属した又は現在係属している事件に関して、公害等調整委員会に裁定申請がされたものも見られる。これらの中には、審査会等に調停事件として係属し、終結（調停打切り又は調停申請取下げ）した後に、公害等調整委員会に責任裁定申請がされたものや、審査会等に調停事件として係属し、手続を進めていく中で、不法行為責任その他の民事上の責任の成立要件の一つである加害行為と被害の発生との間の因果関係が主な争点で、その解明が困難なことから、積極的な専門的知見の活用などにより、因果関係の存否の事実に限って集中的かつ能率的に審理を行い判断するという原因裁定制度を利用することとして、原因裁定の申請がされたものがある。

このような事件について、公害等調整委員会は、裁定申請の受理に関し、当該事件が係属した又は現に係属している審査会等から意見を聴くこととしている（公害紛争処理法第42条の12第3項、第42条の27第2項）。これは、事件について、当該審査会等が最も実情に通じており、裁定を行うのが妥当かどうかについて、的確な意見を述べるができることから、事前にその意見を徴することとしたものである。また、その後の手続においても、審査会等との連携によって得られた情報等を基に、調停手続の中で解決ないし解明できなかった点を主要な論点として手続を進めることが可能となる。このよう

にして、公害等調整委員会と審査会等との連携を通じて、公害紛争処理制度の一体的な運用及び公害紛争の円滑な処理を図っている。

公害等調整委員会では、1(1)のとおり、現地期日の開催の取組を進めていくこととしており、審査会等の調停事件に係る事件が公害等調整委員会に係属した場合にも同様に、相当と認める場合には現地での期日を開催するなど、当事者の利便性の向上を図り、それぞれの地域における公害紛争の迅速かつ適正な解決に資するよう、取組を進めていくこととしている。

以下、平成22年度に公害等調整委員会に係属した事件のうち、審査会等に一度係属した後、当委員会に申請されたものについて概説する。

ア 上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件

(平成18年(セ)第3号事件・平成22年(調)第1号事件)

本件は、平成18年8月17日、埼玉県上尾市住民2人(申請人)が理・美容院経営会社(被申請人)に対し、被申請人社屋等に設置されたエアコンの室外機等から生じる騒音及び低周波音並びに被申請人従業員らの話し声や車のエンジン音などにより、強い不快感や不眠症に悩まされるなど、日常生活に多大な支障を被っているとして、その健康被害等に関して賠償を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に埼玉県公害審査会に調停の申請がされ、1年以上かけて8回の調停期日が重ねられたものの、双方の主張の隔たりが大きかったため調停成立の見込みがないものとして調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、埼玉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日及び2回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

イ 和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件

(平成18年(ゲ)第1号事件)

本件は、平成18年9月22日、和歌山県美浜町の漁業協同組合及びその組合員85人(申請人)の受けた漁業被害は、和歌山県(被申請人)が設置・運営する椿山ダムが、洪水時に濁質を大量に含む放流水を流したことによる、との原因裁定を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に和歌山県知事に調停の申請がされた事件であるが、上記調停では、申請人は、被申請人に対しダムの濁水流出水の軽減、損害金の支払等を請求したのに対し、被申請人がダムの放流と漁業被害の因果関係を否認したため、その因果関係を明らかにするために公害等調整委員会に原因裁定の申請に及んだものである。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、和歌山県知事に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、9回の審問期日(1回の現地期日を含む。)を開催するなど、手続を進めた結果、平成22年6月1日、本件申請を棄却するとの裁定を行った。

和歌山県の調停委員会においては、この裁定を踏まえて調停を進めることとし、手続が進められたが、合意が成立する見込みがないと判断され、調停が打ち切られた。

ウ 三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(平成21年(ゲ)第4号事件)

本件は、平成21年6月25日、広島県三原市の住民1人(申請人)から、老人ホーム経営会社と同社建物の所有者を相手方(被申請人)として、申請人が受けている健康被害は、被申請人らが経営又は所有する施設に存する高圧受変電設備等から発生する低周波音によるものである、との原因裁定を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請がされる以前に広島県公害審査会に調停の申請がされ、1回の調停期日の開催等手続が進められたが、合意が成立する見込みがないと判断され、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、広島県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日(いずれも現地期日)を開催するとともに、現地調査、事務局による現地測定調査、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成22年9月8日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

エ 東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(平成21年(セ)第8号事件)

本件は、平成21年11月13日、広島県東広島市の住民1人(申請人)から、自動車部品等製造会社を相手方(被申請人)として、被申請人が操業する工場から発生する騒音により、申請人は睡眠障害などの健康被害が生じたとして、被申請人に対し損害賠償金の支払を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に広島県公害審査会に調停の申請がされ、5回の調停期日の開催等手続が進められたが、合意が成立する見込みがないと判断され、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、広島県公害審査会に対して責任裁定の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日(いずれも現地期日)を開催するとともに、平成22年5月17日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成23年3月22日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

オ 高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件

(平成21年(ゲ)第14号事件)

本件は、平成21年12月10日、群馬県高崎市の住民2人(申請人)から、近隣に住む住民、住宅の施工会社及び給湯器製造会社らを相手方(被申請人)として、申請人らが受けている不眠・吐き気・めまい・頭痛等の健康被害は、被申請人住民が給湯器を稼働させ続ける行為、同施工会社及び同給湯器製造会社らが給湯器の設置場所・運転に関する適切な対策を行わなかった不作為に起因するものである、との原因裁定を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に群馬県公害審査会に調停の申請がされ、1回の調停期日の開催等手続が進められたが、合意が成立す

る見込みがないと判断され、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、群馬県公害審査会に対して原因裁定の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審問期日を開催するとともに、平成22年11月15日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

カ 島根県吉賀町におけるトンネル工事によるヒ素汚染漁業被害原因裁定申請事件 (平成22年(ゲ)第2号事件)

本件は、平成22年5月17日、島根県高津川流域の漁業協同組合(申請人)から、島根県を相手方(被申請人)として、吉賀町高津川水系福川川支流に生息する水棲動物が減少し、また、申請人が増殖事業で放流しているヤマメ等の減少、他の支流(河川)への逃避現象が生じたのは、被申請人が施工したトンネル工事で発生した土砂や湧水にヒ素が含まれていることによるものである、との原因裁定を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請がされる以前に島根県知事に調停の申請がされ、5回の調停期日の開催等手続が進められたが、合意が成立する見込みがないと判断され、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、島根県知事に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

キ 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件 (平成23年(ゲ)第1号事件)

本件は、平成23年2月4日、沖縄県宮古島市の住民1人とエコツアー企画運営会社1社(申請人)から、宮古島市を相手方(被申請人)として、被申請人が実施した海中公園の建設工事に伴い、周辺海域において申請人らが保全活動を行っているサンゴがへい死したところ、申請人が、工事を監視するために水中調査を行うなど、経済的、精神的、健康的負担を強いられ、申請人会社が、企画したエコツアーの中止を余儀なくされたのは、被申請人が工事関連法令を遵守しなかったこと等のため工事現場から赤土等を流出させた水質汚濁によるものである、との原因裁定を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に沖縄県公害審査会に調停の申請がされ、現在も係属している事件であるが、上記調停で、水質汚濁防止幕の適正な設置と維持管理、赤土等の流出防止措置等を求めるとともに、本件工事と被害との因果関係を明らかにするために、公害等調整委員会に原因裁定の申請に及んだものである。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、沖縄県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

(4) 会議・講演の開催

公害等調整委員会では、審査会等の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し（平成22年度は、5月25日及び26日に第40回協議会を開催）、多様な視点から見た公害紛争処理制度に関する講演や他国の公害紛争処理制度の紹介等、公害紛争に関する情報及び意見の交換等を行うことにより、職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図っている。

また、各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し、各都道府県における公害紛争の動向等の情報交換等を行うことにより、公害紛争処理事務の円滑な実施を促進している。平成22年度は、10月下旬から11月中旬にかけて第41回会議を開催し、公害紛争処理と公害苦情処理の連携等について意見交換を行っている。

また、平成22年9月28日から30日にかけて開催した公害苦情相談研究会、同年10月下旬から11月中旬にかけて開催した公害苦情相談員等ブロック会議において、公害紛争処理制度について情報提供を行っている。

(5) その他

個々の事件の具体的な処理経過、問題点等について整理・分析し、その情報を共有することは、類似の事件を処理する上で参考となり、公害紛争の動向を知る上でも不可欠である。このため、公害等調整委員会では、審査会等から公害紛争事件の受付及び処理状況の報告を受け、公害等調整委員会における事件の処理状況と合わせて整理及び分析を行い、これらの事件の具体的な処理経過などを審査会等に対して情報提供している。同時に、公害等調整委員会における事件の受付、終結等に関する情報については、本年次報告やウェブサイト（<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>）による提供も行っている。

審査会等に係属した事件については、年2回「公害紛争処理情報」として冊子に取りまとめ各審査会等の事務局に配布している。これにより、審査会等は、公害等調整委員会に係属した事案のみならず、他の審査会等に係属した事件についても業務の参考とすることができる。また、公害苦情相談についても、年1回、全国の都道府県及び市区町村の事例を収集した「公害苦情処理事例集」を取りまとめ、各都道府県や市区町村に配布している。

さらに、公害紛争処理制度とその運用に関する「よくあるご質問」のウェブサイト掲載や審査会等における事件処理の進め方等に関する相談への対応によって、審査会等における公害紛争の円滑な処理を支援している。

また、公害等調整委員会には、電話や電子メールなどにより、国民から公害紛争処理制度についての問い合わせ等も多数寄せられる。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や審査会等の調停、公害等調整委員会の裁定等の公害紛争処理手続を中心に、問題の解決のために最も適切と考えられる方法を相談者に紹介する一方、紹介先の機関とも連携をとることにより、公害問題の円滑な解決に努めている。

表5 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	あ っ せ ん			調 停			仲 裁			裁 定			義 務 履 行 勧 告			計				
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち 新収計	終結	未済	
昭和																				
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	—	—	—	0	0	0	8	8	1	7	
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19	
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47	
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45	
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70	
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80	
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107	
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59	
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71	
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56	
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68	
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77	
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72	
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63	
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56	
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28	
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27	
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14	
平成																				
元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7	
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14	
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2	
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7	
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14	
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14	
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14	
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20	
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24	
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9	
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9	
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7	
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9	
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10	
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13	
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11	
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12	
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12	
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14	
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18	
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30	
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38	
計	3	3		708	707		1	1		137 (50)	100 (33)		5	5		854	816			

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には、分離事件が2件含まれている。
 3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
 4 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰籍料額等変更申請が平成22年度までに549件係属した。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表6 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

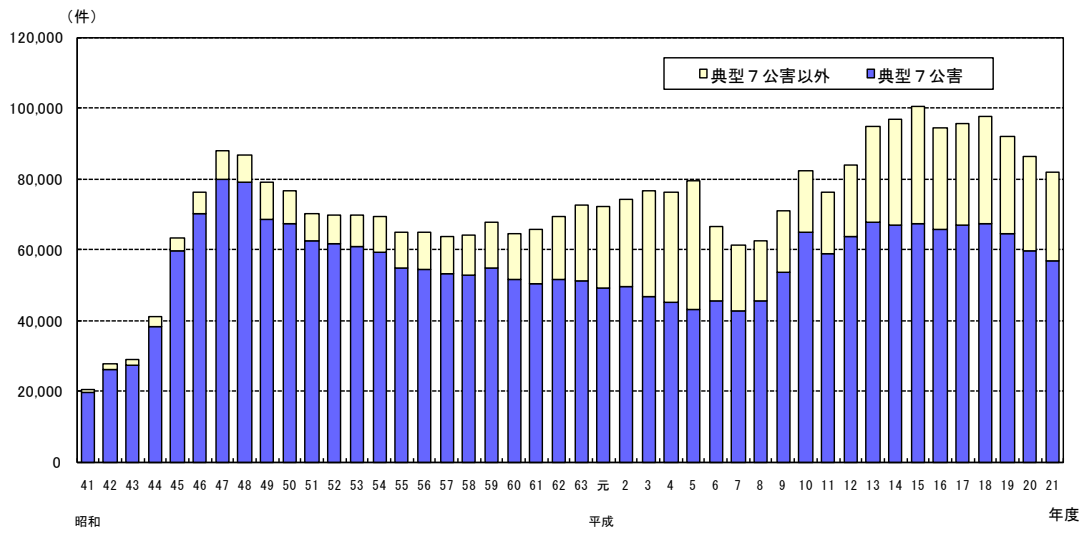
(単位：件)

区分 年度	受付件数					終結件数					年度末 係属件数
	合計	あっ せん	調停	仲裁	義務履 行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成											
元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
計	1,277	36	1,223	4	14	1,244	532	539	144	29	

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3 昭和56年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。
 4 平成21年度の受付件数欄の合計欄及び調停欄並びに年度末係属件数欄の数値は、審査会等からの追加報告を踏まえ、平成21年度年次報告の数値に1件を加えている。

(資料) 公害等調整委員会事務局

図1 公害苦情受付件数の推移



(注) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

(資料) 「平成21年度公害苦情調査」(公害等調整委員会事務局)

表7 公害苦情受付件数の推移

(単位：件)

年度	公害苦情件数	対前年度増減数	対前年度増減率 (%)	公害苦情指数 (昭和45年度=100)
昭和41年度	20,502	-	-	32.3
42	27,588	7,086	34.6	43.5
43	28,970	1,382	5.0	45.7
44	40,854	11,884	41.0	64.4
45	63,433	22,579	55.3	100.0
46	76,106	12,673	20.0	120.0
47	87,764	11,658	15.3	138.4
48	86,777	-987	-1.1	136.8
49	79,015	-7,762	-8.9	124.6
50	76,531	-2,484	-3.1	120.6
51	70,033	-6,498	-8.5	110.4
52	69,729	-304	-0.4	109.9
53	69,730	1	0.0	109.9
54	69,421	-309	-0.4	109.4
55	64,690	-4,731	-6.8	102.0
56	64,883	193	0.3	102.3
57	63,559	-1,324	-2.0	100.2
58	63,976	417	0.7	100.9
59	67,754	3,778	5.9	106.8
60	64,550	-3,204	-4.7	101.8
61	65,467	917	1.4	103.2
62	69,313	3,846	5.9	109.3
63	72,565	3,252	4.7	114.4
平成元年度	72,159	-406	-0.6	113.8
2	74,294	2,135	3.0	117.1
3	76,713	2,419	3.3	120.9
4	76,186	-527	-0.7	120.1
5	79,317	3,131	4.1	125.0
6	66,556	-12,761	-16.1	104.9
7	61,364	-5,192	-7.8	96.7
8	62,315	951	1.5	98.2
9	70,975	8,660	13.9	111.9
10	82,138	11,163	15.7	129.5
11	76,080	-6,058	-7.4	119.9
12	83,881	7,801	10.3	132.2
13	94,767	10,886	13.0	149.4
14	96,613	1,846	1.9	152.3
15	100,323	3,710	3.8	158.2
16	94,321	-6,002	-6.0	148.7
17	95,655	1,334	1.4	150.8
18	97,713	2,058	2.2	154.0
19	91,770	-5,943	-6.1	144.7
20	86,236	-5,534	-6.0	135.9
21	81,632	-4,604	-5.3	128.7

(注) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

(資料) 「平成21年度公害苦情調査」(公害等調整委員会事務局)